

## 採点を行う上での目安について

## 1 目安

採点は、下表を目安にして行うものとする。

配点基準	配点5点	配点10点	配点20点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	9~10点	17~20点
優れている(優れた能力を有している)	4点	7~8点	13~16点
普通(能力を有している)	3点	5~6点	9~12点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	3~4点	5~8点
不十分(能力が乏しい)	1点	1~2点	1~4点
劣っている(能力がない)	0点	0点	0点

## 2 基礎点

条例に定める下記の指定の要件の審査においては、応募団体が次に該当する場合は、書類審査及び面接審査においてそれぞれ基礎点を付与する。

## ○ 管理経費の縮減

該当要件	基礎点	
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均)を比較し、削減率に応じて付与 ※ 堺市立鴨谷体育館等、堺市家原大池体育館等に限る。	1%以上 2%未満	1点
	2%以上 5%未満	2点
	5%以上 8%未満	3点
	8%以上 10%未満	4点
	10%以上	5点
市への還元額は5年間総額 15,000万円(1.5億円)を基本とし、上回る金額に応じて付与する。 ※ 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターに限る。	15,000万円以上 17,250万円未満	1点
	17,250万円以上 19,500万円未満	2点
	19,500万円以上 21,750万円未満	3点
	21,750万円以上 24,000万円未満	4点
	24,000万円以上	5点

## ○ 市長が定める要件

該当要件	基礎点
次のいずれかに該当する場合 (グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。) ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 (グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。)	2点
市内に本社・本店を有している場合 (グループ応募の場合は1人以上が満たしていること。)	1点